

資料（追加）

平成31年3月12日

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第27号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ----- 1~2

議案第29号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について ----- 3~4

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則の公布等に伴い、必要な規定を追加するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

人事院規則15-14の改正に基づき、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項について、別途「美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で定める旨の規定を追加する。・・・・・（第8条第3項）

3 規則で定める主な内容

（1）時間外勤務を命ずる際の考慮（規則第5条の3第1項）

職員の健康及び福祉を害しないよう考慮すること。

（2）時間外勤務を命ずる時間等の上限（規則第5条の3の2第1項第1号）

1月：45時間 1年：360時間

（3）他律的業務（イベント、除排雪業務等）における時間等の上限（規則第5条の3の2第1項第2号）

1月：100時間未満 1年：720時間

（4）特例業務における時間外勤務の適用除外（規則第5条の3の2第2項）

災害への対処、その他の重要な業務であって特に緊急に処理を要するものについては、上記（2）（3）を適用しない。

4 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

5 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正案

別紙のとおり

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

平成31年3月12日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第7条 【略】 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)	第1条～第7条 【略】 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第8条 任命権者は、町長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。	第8条 任命権者は、町長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。
2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。	2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
<u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に關し必要な事項は、規則で定める。</u>	
第8条の2～第18条 【略】	第8条の2～第18条 【略】

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

職員の懲戒処分に伴い、特別職の職員の給料について減給1月（10%）を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

平成31年4月1日から平成31年4月30日までの町長及び副町長の給料を次のとおりとする。

職名	給料月額	平成31年4月1日から30日までの 給料月額
町長	810,000円	729,000円 (810,000×90/100)
副町長	640,000円	576,000円 (640,000×90/100)

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

平成 31 年 3 月 12 日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～6 【略】</p> <p><u>(給料の特例措置)</u></p> <p>7 町長及び副町長の給料月額は、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1～6 【略】</p>

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（案）

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成8年美瑛町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第5条の3 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第5条の3の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア）1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ）1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア）1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ）ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、町長が定める期間において町長が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及

び月数

- ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
 - エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、特例業務（災害への対処、その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。町長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として町長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、町長が定める。

別表第2中「

(夏季休暇)	
17 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

」を

(フレッシュ・アップ休暇)	
17 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の年における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条の3の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新	旧
第1条～第5条の2 【略】 <u>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</u>	第1条～第5条の2 【略】
第5条の3 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない。	
2 任命権者は、再任用短時間勤務職員等に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が常勤勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 <u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u>	
第5条の3の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。	
(1) 次号に規定する部署以外に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間） ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間 (ア) 1月において時間外勤務を命ずる時間について 45時間 (イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について 360時間 イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員は、次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数 (ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について 720	



○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新	旧
<u>時間</u>	
(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、町長が定める期間において町長が定める時間及び月数	
(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数	
ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について 100 時間未満	
イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について 720 時間	
ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について 80 時間	
エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について 6 月	
2 任命権者が、特例業務（災害への対処、その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと町長が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。町長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として町長が定める場合も、同様とする。	
3 任命権者は、前項の規定により第1項各号に規定する時間又	

○美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

新	旧																
<p>は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</p>																	
<p>4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、別に定める。</p>																	
第6条～第22条 【略】	第6条～第22条 【略】																
別表第1 【略】	別表第1 【略】																
別表第2 (第14条関係)	別表第2 (第14条関係)																
<table border="1"><thead><tr><th>特別休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～16 【略】</td><td></td></tr><tr><td>(フレッシュ・アップ休暇) 17 職員が_____心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>1の年内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</td></tr><tr><td>18～20 【略】</td><td></td></tr></tbody></table>	特別休暇を受ける場合	期間	1～16 【略】		(フレッシュ・アップ休暇) 17 職員が_____心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	18～20 【略】		<table border="1"><thead><tr><th>特別休暇を受ける場合</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～16 【略】</td><td></td></tr><tr><td>(夏季休暇) 17 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td><td>7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</td></tr><tr><td>18～20 【略】</td><td></td></tr></tbody></table>	特別休暇を受ける場合	期間	1～16 【略】		(夏季休暇) 17 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	18～20 【略】	
特別休暇を受ける場合	期間																
1～16 【略】																	
(フレッシュ・アップ休暇) 17 職員が_____心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間																
18～20 【略】																	
特別休暇を受ける場合	期間																
1～16 【略】																	
(夏季休暇) 17 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間																
18～20 【略】																	
別表第3 【略】	別表第3 【略】																

